認定資格更新ポイント細則

（目的）

第1条　この細則は公益社団法人日本プロテニス協会会員規定の第14条及び第23条に基づき定める。

（研修）

第2条　登録の有効期限内に公益社団法人日本プロテニス協会（以下、本協会という。）の研修または本協会の認める研修を受けなければならない。その研修会にはポイント制を設け、登録有効期限内に12ポイント（4年間）の獲得を要す。ただし、公益財団法人日本体育協会（以下、日体協という。）公認スポーツ指導者のテニス教師資格を併せ持つ者は、日体協が定める更新のための義務研修制度に準ずる。

2. 前項の更新にあたっては、登録有効期限が切れる6ヶ月前までに所定のポイントを満たさなければならない。

3. ただし、公益財団法人日本体育協会（以下、日体協という）公認スポーツ指導者のテニス教師資格を併せ持つ者は、日体協が定める更新のための義務研修制度に準ずる。

（種類）

第3条　ポイント制の種類及び取得ポイントは以下の通りとする。

(1)	セミナー	1時間につき	1ポイント
(2)	会員トーナメント	1日につき	2ポイント
(3)	安全管理講習会	1時間につき	1ポイント
(4)	コンベンション	1日につき	4ポイント
(5)	トーナメント（申請が必要）	1大会参加につき	2ポイント

県大会以上　　　証明として正式なドローが必要

一般オープン大会　証明として正式なドローとレポートの提出が必要（3ヶ月以内に申請）

(6)	課題図書の読後感想レポートの提出	1件につき	1ポイント
(7)	JPTA ウェブサイト上にて案内される課題	1件につき	1ポイント

(8) その他本協会が認める研修、行事等の協力に対し、その都度ポイントを決定する。

2. 1日におけるセミナー、安全管理講習会による取得ポイントの上限は4ポイントとする。

（更新）

第4条　第2条に定めるポイントを獲得した者は登録更新に必要な講習を終了したものと認める。ただし、外部講習に参加した場合は研修ポイント取得申請書を提出しなければならない。

（資格の停止）

第 5 条　期限内に所定のポイントを獲得できなかった者は、本協会の定める認定プロフェッショナル及びインストラクターの資格を停止する。ただし、資格停止後の期限を定めず 1 会計年度内に 4 ポイントを獲得した場合は、理事会の承認を得た後に復活手数料を納入することにより、ただちに元の資格に復活できる。

（適用除外者）

第 6 条　名誉顧問・顧問・会長・副会長の職歴を有する者、または会員歴 10 年以上かつ 65 歳以上の会員は、その経歴を取得後直ちに会員規程第 14 条、第 23 条及び本細則の適用を除外する。ただし、第 2 条に定める日体協資格保持者はこの限りではない。

（改廃）

第 7 条　この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は平成 2 年 5 月 23 日より施行する。

一部改定　平成 7 年 4 月 1 日

平成 12 年 4 月 1 日

平成 17 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 9 月 20 日

第 3 条(1)について「1 日につき 2 ポイント」を「1 時間につき 1 ポイント」に改定。

第 3 条第 2 項を新設

平成 25 年 11 月 25 日

第 3 条(3)について「1 日につき 2 ポイント」を「1 時間につき 1 ポイント」に改定。

第 3 条(5)半日に相当する研修会・セミナーの規程を削除

平成 26 年 5 月 20 日

第 3 条(4)について「1 日につき 6 ポイント」を「1 日につき 4 ポイント」に改定。

平成 27 年 12 月 1 日

第 2 条 4 行目「ただし」以下を追記

第 4 条（旧）登録の有効期限内に獲得ポイント総数が 8 ポイント以上、準会員 6 ポイント以上の者は登録更新に必要な更新のための講習を終了したこととする。必ず外部行事参加報告書を提出すること。

（改）旧文を削除し改定。

第 5 条を第 7 条に変更

第 6 条を挿入

平成 28 年 5 月 20 日
第 2 条 3 行目「準会員 6 ポイント（2 年間)」を削除
第 5 条 4 行目（旧)「復活手数料を納入して翌年度から」
（改)「復活手数料を納入することにより、ただちに」
平成 28 年 9 月 30 日
第 6 条 1 行目
「職にある者は」を「職歴を有する者」に改定
第 6 条 1 行目～2 行目
「または会員歴 10 年以上かつ 65 歳以上の会員」､「その経歴を取得後直ちに」を挿入
平成 29 年 5 月 16 日
第 2 条第 1 項 3 行目
8 ポイント（2 年間）を 12 ポイント（4 年間）に改定
第 2 条第 2 項及び第 3 項追加